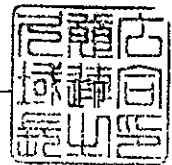


## 一般廃棄物処理業許可証

久慈広域連合指令処理業 事ご5 第3号  
令和5年3月27日

住 所 久慈市源道第13地割21番地  
氏 名 株式会社 中塚工務店  
代表取締役 中塚 邦幸

久慈広域連合  
広域連合長 遠 藤 譲



令和5年2月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業を次のとおり許可する。

- 1 事務所及び事業場の所在地 久慈市源道第13地割21番地
- 2 取り扱う廃棄物の種類 (1) 事業系一般廃棄物（ごみ）  
(2) 家庭系一般廃棄物（可燃ごみ・ごみ集積場から収集した可燃ごみを積水バイオリファイナリー実証施設まで運搬する業務に限る）
- 3 収集運搬業又は処分業の別 収集運搬業
- 4 許可期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 事業区域 久慈市、洋野町、野田村、普代村
- 6 許可条件
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則並びに久慈広域連合の廃棄物の処理及び清掃に関する規則を遵守し、常に自覚と責任を持って業務にあたり、当連合並びに市町村の計画及び指導に従うこと。
  - (2) 業務時の悪臭防止のため、清掃及び消毒等衛生的な処置をすること。
  - (3) 許可申請書記載の廃棄物に限るものとする。なお、変更の場合は届出を行い、広域連合長の承認を受けること。
  - (4) 法又は法令に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部もしくは一部の停止を命ずることがある。
  - (5) ごみ投入の際は、係員の指示に従うこと

## 一般廃棄物処理業許可証

久慈広域連合指令処理業 特家5 第9号  
令和5年3月27日

住所 久慈市源道第13地割21番地  
氏名 株式会社 中塚工務店  
代表取締役 中塚 邦幸

久慈広域連合  
広域連合長 遠藤 譲



令和5年2月22日付けで申請のあった一般廃棄物処理業を次のとおり許可する。

- 1 事務所及び事業場の所在地 久慈市源道第13地割21番地
- 2 取り扱う廃棄物の種類 特定家庭用機器再商品化法第2条第4項の政令で定める一般廃棄物
- 3 収集運搬業又は処分業の別 収集運搬業
- 4 許可期間 令和5年4月1日から令和7年3月31日まで
- 5 事業区域等 事業区域：久慈市、洋野町、野田村、普代村  
搬入先：久慈市長内町37-12-8 株式会社 青松
- 6 許可条件
  - (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び同法施行規則並びに久慈広域連合の廃棄物の処理及び清掃に関する規則を遵守し、常に自覚と責任を持って業務にあたり、当連合並びに市町村の計画及び指導に従うこと。
  - (2) 業務時の悪臭防止のため、清掃及び消毒等衛生的な処置をすること。
  - (3) 許可申請書記載の廃棄物に限るものとする。なお、変更の場合は届出を行い、広域連合長の承認を受けること。
  - (4) 法又は法令に基づく処分に違反する行為をしたときは、この許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部もしくは一部の停止を命ずることがある。
  - (5) ごみ投入の際は、係員の指示に従うこと。

様式第2号（第4条関係）

## 廃棄物処理施設搬入許可証

久慈広域連合指令搬入事ご5第12-1号

令和5年3月27日

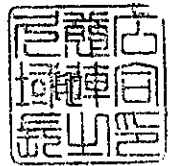
住 所 久慈市源道第13地割21番地

氏 名 株式会社 中塚工務店

代表取締役 中塚 邦幸

久慈広域連合

広域連合長 遠 藤 譲 一



- 1 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 廃棄物の種類 事業系一般廃棄物（ごみ）
- 3 搬入先施設名 久慈地区ごみ焼却場及び久慈地区粗大ごみ処理場
- 4 車両番号 岩手480つ1308
- 5 容 量 350 kg

### 備考

- （1）廃棄物処理施設に搬入する際は、必ずこの許可証を提示すること。
- （2）事業系一般廃棄物の排出される市町村ごとに区分をし、搬入すること。

## 廃棄物処理施設搬入許可証

久慈広域連合指令搬入事ご5第12-2号

令和5年3月27日

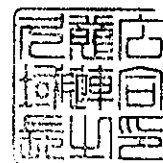
住 所 久慈市源道第13地割21番地

氏 名 株式会社 中塚工務店

代表取締役 中塚 邦幸

久慈広域連合

広域連合長 遠 藤 譲 一



- 1 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 廃棄物の種類 事業系一般廃棄物（ごみ）
- 3 搬入先施設名 久慈地区ごみ焼却場及び久慈地区粗大ごみ処理場
- 4 車両番号 岩手400と2945
- 5 容 量 750 kg

### 備考

- （1）廃棄物処理施設に搬入する際は、必ずこの許可証を提示すること。
- （2）事業系一般廃棄物の排出される市町村ごとに区分をし、搬入すること。

## 廃棄物処理施設搬入許可証

久慈広域連合指令搬入事ご5第12-3号

令和5年3月27日

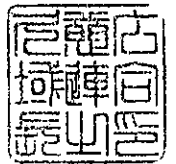
住 所 久慈市源道第13地割21番地

氏 名 株式会社 中塚工務店

代表取締役 中塚 邦幸

久慈広域連合

広域連合長 遠 藤 譲 一



- |          |                        |
|----------|------------------------|
| 1 期 間    | 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで  |
| 2 廃棄物の種類 | 事業系一般廃棄物（ごみ）           |
| 3 搬入先施設名 | 久慈地区ごみ焼却場及び久慈地区粗大ごみ処理場 |
| 4 車両番号   | 岩手480せ9718             |
| 5 容 量    | 350 kg                 |

### 備考

- （1）廃棄物処理施設に搬入する際は、必ずこの許可証を提示すること。
- （2）事業系一般廃棄物の排出される市町村ごとに区分をし、搬入すること。

## 廃棄物処理施設搬入許可証

久慈広域連合指令搬入事ご5第12-4号

令和5年3月27日

住 所 久慈市源道第13地割21番地

氏 名 株式会社 中塚工務店

代表取締役 中塚 邦幸

久慈広域連合

広域連合長 遠 藤 譲 一



- 1 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 廃棄物の種類 事業系一般廃棄物（ごみ）
- 3 搬入先施設名 久慈地区ごみ焼却場及び久慈地区粗大ごみ処理場
- 4 車両番号 岩手100せ9354
- 5 容 量 3,550 kg

### 備考

- （1）廃棄物処理施設に搬入する際は、必ずこの許可証を提示すること。
- （2）事業系一般廃棄物の排出される市町村ごとに区分をし、搬入すること。

## 廃棄物処理施設搬入許可証

久慈広域連合指令搬入事ご5第12-5号

令和5年3月27日

住 所 久慈市源道第13地割21番地  
氏 名 株式会社 中塚工務店  
代表取締役 中塚 邦幸

久慈広域連合

広域連合長 遠 藤 譲 一



- 1 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 廃棄物の種類 事業系一般廃棄物（ごみ）
- 3 搬入先施設名 久慈地区ごみ焼却場及び久慈地区粗大ごみ処理場
- 4 車両番号 岩手100せ7178
- 5 容 量 3,000 kg

### 備考

- （1）廃棄物処理施設に搬入する際は、必ずこの許可証を提示すること。
- （2）事業系一般廃棄物の排出される市町村ごとに区分をし、搬入すること。

様式第2号（第4条関係）

## 廃棄物処理施設搬入許可証

久慈広域連合指令搬入事ご5第12-6号

令和5年3月27日

住 所 久慈市源道第13地割21番地

氏 名 株式会社 中塚工務店

代表取締役 中塚 邦幸

久慈広域連合

広域連合長 遠 藤 譲 一



- 1 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 2 廃棄物の種類 事業系一般廃棄物（ごみ）
- 3 搬入先施設名 久慈地区ごみ焼却場及び久慈地区粗大ごみ処理場
- 4 車両番号 岩手100す4763
- 5 容 量 2,900 kg

### 備考

- （1）廃棄物処理施設に搬入する際は、必ずこの許可証を提示すること。
- （2）事業系一般廃棄物の排出される市町村ごとに区分をし、搬入すること。